

佐賀県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画を作成させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十五日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十一年八月一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社かいせい介護サービス
所在地 佐賀市南佐賀一丁目四番五号
 - (三) 事業所の名称及び所在地
名称 かいせい介護サービス
所在地 佐賀市南佐賀一丁目四番五号
- 二
- (一) 指定年月日 平成二十一年九月一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人健寿会
所在地 山口県山陽小野田市大字有帆六六二番地八
 - (三) 事業所の名称及び所在地
名称 北波多居宅介護支援事業所
所在地 唐津市北波多田中九〇七番地一